

瀬戸内トラストニュース

94年 3月

環瀬戸内海会議

編集・発行/ 編集委員会



集会を拒否され、砂浜で報告を聞く参加者たち
 直島町琴反地で11日午後4時5分

(毎日新聞 '93.9.12 より)

こんなこともありました。昨年9月11日のこと立木トラスト3周年記念集会を直島で開きました。開発予定地や『直島文化村』を“視察”の後、勇躍、集会場場の町営「つつじ荘」に到着すると、思いもかけなかった、町からの会場使用拒否の無体な通告。急遽、砂浜での青空集会となりました。

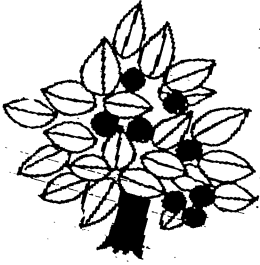
それも今となってはみんなの楽しい思い出...
 それにしても暑かった...

香川県直島は、もとの宇高連絡船が出ていた宇野港からフェリーで約二十分。面積わずか七・五kmの小さな島です。経済に明るい人なら東証一部上場企業、三菱マテリアルの製錬所の島としてご存じかもしれません。

ゴルフ場が計画されたのは八八年。しかし島の人たちが初めて知るのは三年後の九一年十月（環境アセスの際）という、どこでもおなじみのパターン。施工主は進研ゼミで有名なあの福武書店で、島の一番自然の残るおいしい所を二割以上を買い占めて進めている『直島文化村』構想の一端として位置づけています。

しかし、ゴルフ場予定地は学校や居住地域に近く、直島の予備水源である直島ダムのすぐ上という、極めて問題の多い計画です。

私たちは、同島の『直島の水と自然を守る会』に協力して九二年十一月から立木トラストを始め、約千本の立木に札をかけました。立木トラスト密度では、おそらく日本一、否、世界一でしょう。



転換期を迎えた瀬戸内トラスト — ゴルフ場問題を越えて —

環瀬戸内海会議 トラスト事務局長
船木 高司

瀬戸内トラストは本年9月で4年目を迎えます。これまで24ヶ所で札かけをし、2ヶ所では許可・着工という残念な結果になりましたが14ヶ所では、ほぼゴルフ場のストップもしくは凍結という結果をもたらしました。これもみな、全国の立木オーナーの皆様のお心に支えられてできたもので、まずは心からお礼申し上げます。

ところでここ1年はさしものゴルフ場開発にも陰りが見え、新しくトラストを始めた所は1ヶ所もありませんでした。またすでにトラストを始めていた所でも、ゴルフ場がストップしたり、立木売却予定本数を完売したりする所が相次ぎ、それだけ立木を買っていただかなければならない必要も減ってきているのも確かです。この間も立木の申込みは続いており（この1年で約1,000本）、それらは、まだゴルフ場問題に決着のついていない数ヶ所に集中して札をかけさせていただきました。しかしそれらの所もそろそろ販売予定数に近づいています（右頁を見て下さい）。

上述のような現状を踏まえ、さる2月初旬、副代表者を中心に今後の運動の進め方について話し合いました。その結果、まだ24ヶ所すべてのゴルフ場問題がかたづかない以上、札を下ろすことはできませんが、このあたりで「ゴルフ場阻止」だけを目的とした立木オーナーの募集は、いったん中止してはとの意見が大勢をしめました。

しかし、ゴルフ場が終わればもう問題はないかというのと、とてもそんな状況ではありません。各地のみなさんから異口同音に語られたのはゴルフ場に代わる産業廃棄物ならびにゴミ処分場建設の問題でした。各地のゴルフ場建設予定地内の谷はゴミ処分場としては最適とかで、ゴルフ場問題がかたづいた後も、ゴミ処分場として業者から虎視眈々と狙われているのが現状です。

その他、瀬戸内海周辺では、埋立、海砂採取、砂浜の保全、磯浜の復元、希少生物の保護（カブトガニ、ハクセンシオマネキ、スナメリクジラ、ナメクジウオ...）、河川の三面コンクリート張り等々、大きな問題は山積みです。

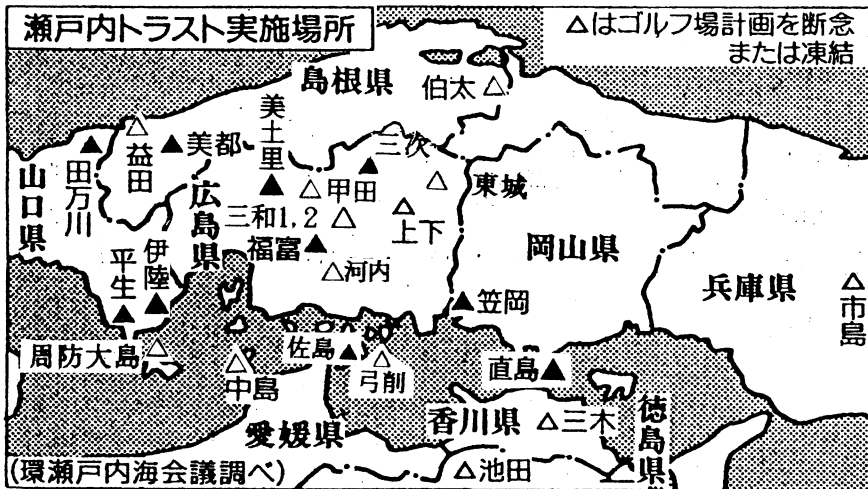
私たちはこの立木トラストの運動を通じ、1本の立木の持つ力の大きさと、環境保護に対する有効性を十分知ることができました。そしてそのノウハウもしっかり身につけることができました。いったん事があればいつでも立木トラストが始められるという態勢（例えば「立木バンク」）を整えた上で、これまでの「ゴルフ場阻止」だけを目的とした立木トラストを文字通り発展的に解消し、将来をみこした展望のある立木トラストへ歩を進める時期が来ているのではないかと考えます。

今回、オーナーのみなさまにアンケートをお願いしました。私たちの「立木トラスト」の、また「環瀬戸内海会議」のこれからの運動の指針にたいと思っています。

どうぞよろしく御協力下さい。

トラストの現況('94. 3.15. 現在)

場所	予定数	販売数	評価と現状	
広島 島	福富	1,000	750	△ トラスト継続中 (本年2月、町長・町議が収賄容疑で逮捕・起訴) ○ 予定数完売 (開発業者は一応、撤退を表明) ○ 予定数完売 (開発業者は一応、撤退を表明) ○ 予定数完売 (当初の予定地は変更) ◎ ゴルフ場ストップ (町議会本会議でゴルフ場反対陳情採択。 ['90.12] ◎ ゴルフ場ストップ (業者が町に対し撤退を表明 ['93.11] △ トラスト継続中 (事前指導申請中) ◎ ゴルフ場ストップ (業者が同意書を返し、正式に撤退) ['93.10] △ 予定数完売 (現在、アセス中。だが、トラスト地が点在するため実施できない)
	三和-1	440	440	
	〃-2	220	220	
	河内	610	460	
	上下	300	300	
	東城	320	320	
	山家	800	600	
	甲田	150	150	
美土里	120	120		
愛媛	弓削	1,310	1,310	◎ ゴルフ場ストップ (弓削島が撤退。札は下ろさない。 ['93. 2] △ トラスト継続中 (弓削島の計画をそっくりおろす。同意書偽造疑惑が浮上) ◎ トラスト中止 (大規模リゾート計画いつのまにか立ち消え) ['93.12]
	佐島	600	400	
	中島	474	474	
兵	市島	1,250	1,250	○ 予定数完売 (推進の動きはあるが、兵庫県の全面規制で苦境に)
徳	黒沢	1,000	1,000	◎ ゴルフ場ストップ (トラストの札を下し、新たに100年の木トラスト開始!) ['92.10]
香川	三木	400	400	○ 予定数完売 (ゴルフ場に代わり内陸工業団地の進出計画が浮上。 △ トラスト継続中 (昨年末開始。福武書店にゴルフ場反対のハガキ作戦中。
	直島	1,000	950	
山口	田万川	210	210	× 予定数完売 (トラスト地をばれて許可が下りられ 着工へ) ['93. 3] △ 予定数完売 (事前指導経過措置タイムリミット後も業者は暗躍) △ 予定数完売 (予定地内の買収は始まっているが反対地権者の結束が固い) ○ 予定数完売 (トラスト地が多数点在し、事実上不可能)
	平生	400	400	
	伊陸	400	400	
	大島	420	420	
岡	笠岡	150	150	× 予定数完売 (トラスト地をばれて許可が下りられ 着工へ) ['92.12]
島根	美都	450	450	△ 予定数完売 (トラスト地は飛び地に。'92年末、強引に林地開発許可をばり) ◎ ゴルフ場ストップ (業者が撤退を表明) ['93.10] ○ 予定数完売 (事実上ストップ。ゴルフ場の息の根が止まるまで札は下ろしません)
	伯太	570	570	
	益田	550	550	
計	13,144	12,294		





札束で書かせた町長意見書

それでもこの意見書は有効!? (県当局)

暴かれた癒着の構造

福富町のゴルフ場汚職

黒いうわさは絶えず

暴力団町民ら「一気にウニを」

やっぱり疑惑の開発だった。福富町のゴルフ場建設計画から見て福富町長ら三人が開発業者からわいろを受け取ったと、十四日逮捕された汚職事件は、バブル時代、打ち出の小づちとしてゴルフ場造りに狂奔した自治体と業者の癒着構造を暴き出した。これまで暴力団の介入も取りざたされるなど水面下の黒いうわさは絶えず、反対派や町民は「一気にウニを出してほしい」との声をあげている。

県内のゴルフ場は四十八か所。未開業のゴルフ場は、町東部から隣接する町にまたがって平成七年に開業予定。業者から町幹部に金が流れていると、下竹地区の予定地では平成四年七月に、保安林と隣接する土地が合築され、保安林が撤廃するという事件が起こった。下竹地区の住民が「竹にの水を守る会」(山内正三代表)を結成し、町計画に反対していた。

町役場はトップの逮捕に苦しい空気が流れ、職員は「早くこの建設コンサルを早く終わらせたい」と思っている。町長は「早くこの建設コンサルを早く終わらせたい」と思っている。



押収した書類を運び出す捜査員(14日午後4時30分、福富町役場)

94.1.15 版元

は汚職事件を知った町民からの問い合わせや抗議の対応に迫られた。町議会では、全員協議会を開いて今後、対策を検討する方針を決めた。

しかし、今回の事件が今後の計画推進に対し、大きなメッセージを与えるのは必ずしも、町長の石井昭夫企画開発課長は「容疑が事実かどうかの判断が先だが、今後、町として開発促進の声をまめめるのが難しくなるかもしれない」と話している。

反対グループの田方里代表は、「町長は町の活性化のためと語っていたが、自分のための活性化だったんで、僕もこれでゴルフ場開発に対して憤慨になるでしょう」と話していた。

贈賄社長脅した暴力団組長逮捕 県警捜査四課は同日、わ田時秀容疑者を強要の疑いで逮捕した。

開発促進で互いに利益

金を生む魔法のグリーン。ゴルフ場経営はパパル利殖のための会員権販売の好調リゾート法による開発促進、地域振興のための自治体の体面などに支えられ、順風満帆の事業といえた。

特設会員権販売は、昨年五月の「ゴルフ場等に係る会員権契約の適正化に関する法律」の施行以前は法的規制がなく、客との保全契約もなかったため、会員権販売の利益は「自由に使える金」だった。

ゴルフ場開発の是非を判断する際の重要な町長の意見書。これには反対住民の意見も適正に反映される、と広島県は常々言ってきた。今回のように、住民の意見どころか贈賄者の意向を多分に反映した可能性のある意見書に対しても、今だ県は明確な態度を示さない。こうした県の姿勢は、ゴルフ場開発業者には極めて甘い誘い水と映ずるに違いない。現在、問題の前町長と前町議は逮捕・起訴され第1回公判が8月に予定されている。事務局長 原戸祥次郎(広島市)

業者と自治体。このため、会員権販売の利益を担保に、開発業者は銀行からの融資で次々と開発を行い、全国各地の山がゴルフ場に変わっていった。業者は早期の資金回収のため、開発促進を自治体側にも求めるのが常だ。この

白滝山リゾート開発中止 — こぶしの里トラスト成功 !! —

こぶしの里を守る会

吉永 博 (広島県東城町)

白滝山リゾート開発中止

立ち木トラスト運動奏功

東城町会で
町長が報告

比婆郡東城町小奴八幡地区で計画されていた白滝山リゾート開発について、黒田文男町長は八日始まった十二月町会の行政報告で、経過説明し開発中止を求めたこと明らかにした。同開発は平成三年の計画発表以来、地元の見解が自治体二つに割れてこう百状態になっていた。



開発中止の引き金となった立ち木トラストを告げる看板と白滝山

開発主体の広島リゾート開発(株)が、町に開発中止の申し入れがあったのが十一月下旬。小奴町、八幡の地権者らで構成する二つの開発協議会から出ていた計画実現のための陳情書、「こぶしの里を守る会」(吉永博代表)などによる容認反対陳情書が、それぞれ九月、日まそに取り上げられたのを受け、中止が決まった。吉永代表も「約二年前に大賛成には決意していたことが、正式に決まってきた」と淡々と話す。推進派の一人だった吉川洋昭町議も「賛成派も地域の未来を考えた」と

と、宿願は残ったが、大賛成し、町に残らなかったのが良い」と総括する。同計画は、大木建設(本江大阪市)と高峯観光(本江熊本市)によつて設立さ

れた。リゾート開発が、白滝山周辺四百五十ヘクタールに、十層の観音堂を地元の方に、平成二年二月、開発計画が提出された。一月には、地権者八〇名の同意書を送った町への「事業計画書」提出にまで進んだが、防災、環境破壊を危惧する反対派の動きも活発になり、六月には立ち木トラストが実現。

開発の撤回をし、現地の責任者となっていたのは、これからの動きから、町は同意基準を厳しくした申出費の再提出を求めた。同年十二月に設立された町議

は、地元出身の本吉博町長、室賀光雄町長、平成二年、九層の観音堂を地元の方に、平成二年二月、開発計画が提出された。一月には、地権者八〇名の同意書を送った町への「事業計画書」提出にまで進んだが、防災、環境破壊を危惧する反対派の動きも活発になり、六月には立ち木トラストが実現。開発の撤回をし、現地の責任者となっていたのは、これからの動きから、町は同意基準を厳しくした申出費の再提出を求めた。同年十二月に設立された町議

白滝山リゾート開発が中止になりました。

平成2年、この計画(総面積462ha、ゴルフ場18h、スキー場、ホテル等)が発表されて以来、さまざまな利益誘導や強引な圧力の中で、リゾート開発協議会(地元推進派)へのゴルフ場反対意見書の提出(H2.5.28)、町長及び町議会議長へ容認反対の陳情書の提出(H3.2.22)等の運動を続けてきました。

特に立木オーナーのみなさんのご支援(立木トラスト300本 H3.6.23)が、この開発計画阻止に大きな力になりました。バブル崩壊後の経済環境の悪化もさることながら、立木トラストがゴルフ場の阻止・撤退に大きく影響したことは企業も認めています。

東城町では今、別のゴルフ場が工事半ばでストップし、防災対策などが心配されています。白滝山は用地が動かないまま中止になり、本当に良かったと思います。米市場の開放など、農山村をめぐる状況は厳しいものがありますが、私どもは自然を大事にしながら地域活性化をめざして頑張っていきたいと思っています。

ふるさと作りに参加する...『今治市行政手続条例』 — 瀬戸内トラストを原点に —

環瀬戸内海会議 代表
阿部 悦子 (愛媛県今治市)

環瀬戸内海会議にかかわって4年目になります。たくさんのゴルフ場予定地、トラスト現地に足を運びました。どの現地も、すばらしい自然を残し、大地の恵み豊かに暮らす、すがすがしい人々がおられました。

この人々の生活の中に「ある日突然」、ゴルフ場がおおいかぶさってくる。「地権者なのに事前に何も知らされなかった」、「行政と業者は水面下で何年も準備して、我々が知った時には反対を言いだせないとこまで」... 何度聞かされたことでしょう。ふるさとを心から愛し、自然と大地を守るために力をふりしぼっている人達が、なぜ町づくり、ふるさとづくりに参加できないのでしょうか。

(11) 12版 よみうり 1994年(平成6年)1月27日(木曜日)

そして私のふるさと今治市。学校給食施設、織田が浜の立計画が住民に知らされずに強行されるとい、同じことが起こってきました。私にとって昨年10月以来とりくんだ『行政手続条例』の直接請求の運動(左記事)のもう一つの原点が瀬戸内トラストにあったのです。

今治市でも多くの仲間に恵まれて、運動しつつ多くの人と共に学ぶよい体験をしました。

左の記事が出て、全国からたくさんの問い合わせが続き情報公開の申身を、行政が計画段階から住民に知らせる度度、今、この時代に求められていることを実感しています。

「資料をご希望の方は、切手を添えてお申込み下さい。簡単な資料 140円、くわしい資料 270円(切手・コピー代含)」

〒794 今治市別宮町 9 7 4



「市民参加」の新手法示す 愛媛・今治市の「行政手続条例案」



行政手続条例の制定を求め、署名活動をする今治市の市民グループ(前日刊)

公事業の計画策定段階から、市民参加の原則を盛り込んだ行政手続条例案が、愛媛県今治市議会に提案されたが、全国初のモデルとして大きな反響を呼んでいる。
松山支局 田中 聡

市民が行政を監視する機... 今回の条例案は、行政計... 能として、国内は地方自治体... 治体に関する調査報告書... 民の意を取り入れ、修正... 提出する機会を設け、公... のうを議会に提出する

今回の条例案は、行政計にも加わった織田山松山大教授(行政法)は、住... の意見を反映し、修正... 提出する機会を設け、公... のうを議会に提出する

市民が行政を監視する機... 今回の条例案は、行政計... 能として、国内は地方自治体... 治体に関する調査報告書... 民の意を取り入れ、修正... 提出する機会を設け、公... のうを議会に提出する

「織田が浜訴訟」が九年前にわたって争われていた。行政手続法がようやく成立したが、事前手続法が成立したのは、適用除外の対象ではなく、適用除外の把握後に着手し、多量な不服申し立て制度の整備が求められている。

「市民参加」の「行政手続条例案」が九年前にわたって争われていた。行政手続法がようやく成立したが、事前手続法が成立したのは、適用除外の対象ではなく、適用除外の把握後に着手し、多量な不服申し立て制度の整備が求められている。

市民が行政を監視する機... 今回の条例案は、行政計... 能として、国内は地方自治体... 治体に関する調査報告書... 民の意を取り入れ、修正... 提出する機会を設け、公... のうを議会に提出する

市民が行政を監視する機... 今回の条例案は、行政計... 能として、国内は地方自治体... 治体に関する調査報告書... 民の意を取り入れ、修正... 提出する機会を設け、公... のうを議会に提出する

市民が行政を監視する機... 今回の条例案は、行政計... 能として、国内は地方自治体... 治体に関する調査報告書... 民の意を取り入れ、修正... 提出する機会を設け、公... のうを議会に提出する

市民が行政を監視する機... 今回の条例案は、行政計... 能として、国内は地方自治体... 治体に関する調査報告書... 民の意を取り入れ、修正... 提出する機会を設け、公... のうを議会に提出する

公聴会など通じ 行政計画も監視

市議会では否決

市議会では否決... 今回の条例案は、行政計... 能として、国内は地方自治体... 治体に関する調査報告書... 民の意を取り入れ、修正... 提出する機会を設け、公... のうを議会に提出する

情報公開始末記



田万川町の自然と文化を守る会
藤井 郁子（山口県田万川町）

「地方分権」「情報公開」は時代の要請だろうか？ 地方生活者・住民の「民主主義」が勝ち取った権利だろうか？

山口県東北部に位置する人口 4,300のここ田万川町でも、目や耳に入って来る情報は国際的で共時的である。当たり前的事だが、テレビのドラマのような「人ごと」を疑似体験するのに東京も地方もない。情報化社会の細かい網の目から自由な人間はいない。

情報を管理し送る側の人間と、あらかじめ取捨選択された情報を受け取る側の人間は決して「平等」ではない。真の意味の「参加」や「対話」は成立しない。私たちは何を知り何を知らされなかったのだろうか？ そして何を知るべきなのだろうか？

書きだしから観念的になってしまったが、この1年の「情報公開不服申し出」の顛末からこのような感慨をもたざるを得なかった。

ゴルフ場などの大型開発には必ず利権がつきまとう。情報を専有しているのは行政と業者である。「権力」と「情報」は一卵性双生児である。「情報」を手放すことは「権力」を手放すことに等しい。両手を開いて住民とともに考える上埒は用意されていない。

山口県では情報公開要綱が'92年4月に施行され、12月に「ゴルフ場開発計画相談願」「ゴルフ場開発計画事前相談結果通知書」の情報公開を申し出た。そして'93年1月、結果通知書は公開、「相談願」は部分開示となった。

この田万川町のゴルフ場は、もとはと言えば'90年6月、県の立会いのもと締結された、「ソフト&リゾートパーク構想の整備等に関する協定書」にもとづき、ゴルフ場だけでなく「コンピュータ学校」等の関連諸施設と一体となって建設されるものとして、町民に説明されてきました。ところがいったん許可があり（これについては現在、国に行政不服審査を申立て中）、ゴルフ場の工事も始まった昨年末、町長は議会で「ゴルフ場以外の施設には見通しがたたない」、と他人事のような無責任な報告。まったく町民を愚弄することここに極まれりとの感を強くしています。

（船木記）

2月に不開示になった「相談願」の部分を開示するよう不服を申し出た。法人の不利益と住民の不利益が対等に扱われていないと思われたからである。

情報公開審査委員（学識経験者・弁護士・学者の3名）が約1年をかけ審議した。私も文書提出や意見陳述などで神経をすり減らした。体力・気力を持続できなければ取り下げとなる。乏しい知力を慰めながらの、屏の上のヨチヨチ歩きだった。

本年1月31日、審査委員から山口県知事に答申が提出され、要旨は次のようであった。

1. 町議会の全員協議会で配付された資料は公表することの総意が形成されていないので、公表された情報とは認められない。
2. 不服申し出部分は「法人などに不利益を与えると認められる情報」に該当する。
3. 「法人に不利益を与えても公益上公開が必要であると認められる情報」には該当しない。
4. 現時点では、不服部分のうち9項目だけが法人に不利益を与える情報に該当しない。

答申を踏まえ、山口県は9項目を開示した。すでに入手済みの情報である。時効だから開示するというものである。不服の内容が認められたわけではない。1年は長かった。条例化を含め今後の課題は大きい。「情報公開」と「民主主義」は切り離せないからだ。

兵庫県から～県民参加で里山整備～

— ゴルフ場全面凍結 —

畑英理

兵庫県はゴルフ場の数(面積比)では全国一の汚名があります。現在工事中のもの、知事の同意済みのものをあわせると、既に176ヶ所が開設可能となっています。

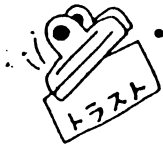
県下でも立木トラストをはじめとする種々な反対運動があり、また二回にわたって新聞にゴルフ場反対の意見広告もしました。昨年は、住民運動のもりあがりのなかで、神戸市西区のゴルフ場が中止となり、この土地はオオタカの生息地としても知られていましたのでその経緯をご存知の方も多いと思います。(またその開発業者が弓削島で「暗躍」した新井組だったというのも不思議です)。

今年の1月兵庫県は初めて「ゴルフ場全面凍結」といえる方針を打ちだしました。遅きに失したという感もありますが、それでも4月から新規受理の全面停止というのは、うれしいニュースです。

それともうひとつ、県の方針として「遠い森から近い森をめざす」というスローガンが生まれ、年間40億円ほど使って「里山」を整備することが決まりました。特に荒廃している民有林を県有化して100年サイクルの森林育成に挑むということです。これは(もし本当ならば)私達がやりたかった事を県がしてくれることで、「都市住民が森で憩い、時にははしほりりや枝打ち作業に加わる県民参加方式」に大いに期待したいと思います。

小さな運動があっても、ここでも起り、全体の方向が変わっていくという、その大きな節目をみるような気がします。今まで応援して下さった皆さん、これからもうどうぞ注目して下さい。





.....わたしオーナーです!

テレフォンインタビュー



“海につながる立木トラストの想い” 真田由美子さん(都市生活生協)

問い : この度は、都市生活生協(兵庫県)の皆さんのお申し込みありがとうございました。昨12月に50本、今年になって200本以上もの申し込みをいただきました。真田さんはそのお役を下さっているのですね。

真田 : 私は“生活文化委員会”担当の常任理事で、環境問題にとりこんでいます。

問い : 組合員さんはどの位ですか。

真田 : 5745人です。昨年9月と10月に、立木トラストの学習会をしました。その時1人1本1500円で立木をもつという以外にもっと少い負担で多くの人か聞われるやり方をしましょう、ということになったためです。それで今回、2月に、2273口(10100円)と、57本(57人)が集まったのです。 問い: おほらしい反応ですね!!



真田 : 今まで、Fさんのゴルフ場を止めたけれど、一方で環境は悪くなるばかりです。よね。ですから、これからは、トラストを木にしぼらなくてもいいんじゃないかっていう意見も出ています。今日の新聞には、淡路沖の砂利採取で、魚の卵が、ダメになる、という記事が出ています。

問い : 都市生活生協では、海の問題にもとりこんでいるのですか。

真田 : そうです。私たちは近くでとれる魚を食べよう、と「林崎漁協」の人から魚を買っています。埋め立て等の反対運動で、海を守っている方を支えようというのです。その方の船で、半日かけて、海から陸を見え回ります。この辺の海は100%コンクリート。開発が進むと、海はこういうふうになるんだと、いうことがよくわかります。

問い : すばらしいですね。産直から立木トラスト、海の問題にもとりこんでおられるんですね。

真田 : 生協としてのとりくみは、まだこれからです。山と海はつながっているんですね。波うちざわで生命が生まれる。海は大切なところ。私たちは、山の木を守って、それだけじゃあふというのはいけません。物と視野を広げなくては。食べものと生命から、全ての環境を考えると大切にしたいと思えます。

問い : ゴルフ場反対の立木トラストにひとくぎりをつけようとしている今、都市生活の皆さんのパワフルな応援をいただき、さらに元気になれるでしょう。(阿部)

立木トラスト3周年記念集会と直島の現状

直島の水と自然を守る会

那須 澄雄(香川県直島町)

瀬戸内トラスト3周年記念集会を翌日にひかえた昨年9月10日のこと、町役場から、宿泊と集会の会場に予定していた「町営つつじ荘の使用はままならぬ」との通告を受けた。

“直島の発展を妨げるグループには町営施設は貸せない”とのこと。開いた口かふさがらない思いであった。しかし中止も出来ず、やっと宿泊のみ可との妥協が成立。そのため、11~12日に実施の「歴史的集会」(?)は小学校以来の青空教室となった。

当日の参加者は島内外合わせて70名余り、まずゴルフ場予定地を見学し、間を置かず集会に入ったが、会場は急遽、つつじ荘の脇の砂浜となった。

強力な紫外線のそそぐ中、地元代表の歓迎の挨拶につづき、阿部代表から「環境保護を求める声は日増しに強くなっているが、今もなお乱開発は続いている。かけがえのない自然を守るため、さらに力を合わせ頑張ろう」と、集会を契機として活動の強化が訴えられた。

次に各地からの報告。当日は小豆島、周防大島、弓削島、直島の仲間から活動報告と今後の取組が発表された。

最後は集会の柱となる講演会である。講師は播磨灘を守る会の青木敬介氏と通産省の湯浅一郎氏で、それぞれ「瀬戸内海 昔、今、未来」、「ハクセンシオマネキとカブトガニ」の演題で瀬戸内海の危機的現状が語られた。

日々汚染と破壊が進んでいるとの認識はあったが、改めて事の深刻さがよく理解できた。

これで一日目の集会を終えたが、集会の中で、この度の会場使用拒否に関する緊急提案がなされ、後日、直島町に対し抗議することが満場一致で決議された。

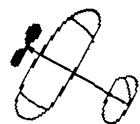
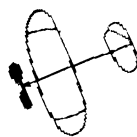
第二部は海の幸のバーベキューと李陽雨さんの歌の夕べ。和気あいあいの雰囲気の中で盛りあがった。まさに集会の意義はまさにこれにありである。

翌12日は集会アピールの審議を中心にした会議が開かれ「瀬戸内海周辺における自然改変を、今後一切しないこと」以下3点の直島アピールを採択。あわせて次年度の総会に関する事項が決められた。午後からは船で豊島(産廃問題にゆれる)を遊覧、2日間にわたるイベントの幕を閉じた。

集会後、私たちは10月上旬、町に対し「貴殿がとった今次の行為は憲法で保証された集会の自由を奪うもので容認できない」旨の正式の抗議書を送付した。しかし相手側からは現在にいたるもいっさいの反応はない。

こうしたことから私たちは、現在の行政とは話し合いは不可能と判断。トラストによって王手をかけている現状を踏まえ、今後はじっくり長期戦で臨むことを決定しているところである。

今後とも皆さま方の変わらぬ御支援をお願いし、記念集会の報告といたします。



'92 年度第三回総会（大分）報告

「環瀬戸内海会議」の第三回総会は昨年5月15・16の両日、各地から50名が出席をして大分県国東町で開催されました。

総会は一年間の活動報告、'92年度の決算報告並びに'93年度予算案の提案がなされ、報告・提案どおり承認されました。

また次のような事項が今後の活動方針として確認されました。

1. 立木オーナーとの連携を強化する。
2. 会員団体間の連携を図るため、情報ネットワークを実践に移す。
3. 産廃・ゴミ処分場についても、各地の情報交流を促進する。
4. 瀬戸内海の埋立に対する取組を始める。
5. 土地トラストについて、その可能性を含め、検討する。

なお、「地方分権」や「環境基本法」等、行政の仕組みや立法過程についても、今後、学習の課題としてゆくことも確認されました。

最後に、国東半島の砂浜保全の大会アピールが採択され、二日間の日程を終えました。

'93 年度第四回総会について（お知らせ）

「環瀬戸内海会議」の第四回総会は5月21日（土）、22日（日）の両日、広島県の上野町矢野温泉「あやめ荘」で開催されます。

21日 14:00 ～環瀬戸内海会議総会（1）（土） 各地からの報告

〈記念講演 井手敏彦氏〉

17:30 ～休憩・入浴

18:30 ～交流会（神楽等あり）

22日 9:00 ～環瀬戸内海会議総会（2）

（日）12:00 ～上下町の町施設見学。

福山まで、芦田川を見ながらバスの中で話を聞きます。

上下町は立木トラストでゴルフ場開発をストップさせた後、「ナバ・ランド」という手作りの、都市と農村の交流事業をやったり、芦田川の水辺を守るための「芦田川水系ネットワーク」を発足させたりとユニークな活動をいきいきと展開しています。元気になりたい方はぜひ、上下町にお集まり下さい。

記念講演される井手敏彦氏は元沼津市長で全国に先がけ、ゴミの分別収集を始められたゴミ問題の専門家でいらっしゃいます。

'92年度 立木トラスト会計収支（'92.4.1～'93.3.31）

収入		備 考	
費目	決 算		
トラスト代金	3,214,500	@1,500 × 2,151本	
		@6,000 × △2本	
寄付金	59,420		
雑収入	3,600	封筒売却等	
利 息	57,781		
前期繰越	1,682,482		
合 計	5,017,183		
支出		備 考	
費目	決 算		
立木代金	1,632,800	@ 800 × 2,041本	
6.掛代金		福富 200/ 河内 50/ 杉削 200	
		福馬 14/ 美都 100/ 伊太 139	
		益田 33/ 平生 50/ 伊 259	
		山家 211/ 大島 124/ 遠島 140	
		甲田 200/ 美上里 220/ 佐島 140	
事務局・事務費	146,519		
	240,000	「森に水を土を考える会」へ	
現地事務費	60,200	@ 200 × 301本	
通信費	210,753	切手代金・電話代等	
交通費	409,840		
会報代	689,698	トラスト・ニュース No.4～5号	
振込料等	17,660		
予備費	22,280	資料代	
	100,000	立木トラスト10,000集会補助	
合 計	3,529,750		
差 額	1,487,433		

1992年度監査報告書

1992年度決算報告に基づき監査したところ、金銭収支及び帳簿の処理は正確にされていることを認めましたので、ここに報告します。

監 事 福尾 恕乎 (福)

監 事 福崎 裕夫 (福)



ひとこと

トラスト・ニュース7号をお届けします。今回、冒頭にふれましたように、みなさまにアンケートをお願いします。ご希望のすべてに取り組みますとはお約束できませんが、オーナーの皆様のお考えをトラスト現地の皆様にお伝えし、現地の皆様のお考えもお聞きしながら、できうるかぎり検りあるトラストに育てていけたら、と思っています。

アンケート結果については、第4回総会での討議もふまえ、次号でお伝えしたいと思います。
(事務局)

もくじ

転換期を迎えた瀬戸内トラスト	トラスト事務局長	船木高司	1
トラストの現況('94.3.15)	事務局		2
北野町長意見書「暴かば癒着の構造」	事務局長	原戸祥次郎	3
白滝山リゾート開発中止 ぶしの里トラスト成功!!	広島県東城町	吉永 博	4
ふるさと作りに参加する... 「行政手続条例」	「環瀬戸」代表	阿部悦子	5
「情報公開」始末記	山口県田万川町	藤井郁子	6
兵庫県から～県民参加で里山整備～	兵庫県神戸市	畑 英理	7
別冊：わたしオーナーです(6)			
“海につながる立木トラストの思い”	神戸(都市生活生協)	真田由美子	8
立木トラスト3周年記念集会と直島の現状	香川県直島町	那須澄雄	9
事務局から【第三回総会報告・第四回総会案内】	事務局		10

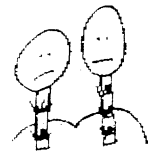
編集後記

世の中の変わりようのなんと早いことでしょうか。この一年、金丸逮捕に続くゼネコン汚職事件の拡大、いわゆる55年態勢の崩壊と細川連立内閣の誕生、異常気象と米の市場開放、そして政治改革に名を借りた小選挙区制への流れ、政界再編成... この一年で、リゾート・ゴルフ場開発の影はすっかりなりをひそめたようです。1987年、リゾート法制定から、見境のないゴルフ場ブーム。あれはほんの3、4年前のことでした。

瀬戸内トラストは、バブルに浮かれた自治体と、企業の金によるふるさと自然崩壊に、大いに歯止めをかけた運動として機能してきたことを誇りたいと思います。現在24ヶ所のトラスト実施地で、14ヶ所のゴルフ場にストップをかけています。5,000人を越えたオーナーの皆様が、このことを成し得たことをご一緒に喜びたいと思います。

ところで、お金を払い込まれて契約書を送っていただいている方がおられます。少なくとも一度はお問い合わせをしていますが、ご返事をいただいている方分です。事務局では、真面目で優しい岸本さんと藤井さんが心を傷めています。近いうちにもう一度、ハガキを出しますので、ご返事下さいますように。

久しぶりのトラスト・ニュースができてホッとしています。大幅遅れの発行、お許し下さい。



(阿部)

瀬戸内トラストニュース 第7号

1994年 3月20日発行

「環瀬戸内海会議」代表 阿部 悦子 ☎794 今治市別宮町 9-7-4

TEL (0898)32-0100

広島事務局「森と水と土を考える会」☎733 広島市天満町 9-8

TEL・FAX(082)296-1444

(1部 100円)